

愛荘町下水道事業におけるサイバーセキュリティ方針の策定について

令和 8 年 4 月 1 日

愛荘町下水道管理者

愛荘町下水道事業では、地方自治法第 244 条の 6 第 1 項の規定に基づき、本事業におけるサイバーセキュリティを確保するための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり策定したので、同条第 2 項の規定により公表する。

1. 基本的な考え方

本事業は、各種個人情報や業務運営上の重要情報を多数取り扱っており、取り扱う情報資産を様々な脅威から保護し、適正な管理を行うことで、本事業の安定的かつ継続的な運営を確保し、住民の権利および利益を守る責務を有する。

2. 適用する指針

本事業におけるサイバーセキュリティの確保に関しては、組織的に統一された対策を推進し、実効性を高めるため、愛荘町が策定する「愛荘町情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）」を本事業の本方針として準用し、これに従うものとする。

3. 対象とする範囲

本方針は、本事業の全ての委員、職員および業務に従事する委託事業者等へ適用する。また、本事業が所管する全ての情報システムおよび情報資産を対象とする。

4. 実施体制

町の情報セキュリティ組織体制と緊密に連携し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心とした全庁的な体制のもと、適切に情報セキュリティ対策を実施する。

5. 運用および見直し

本方針に基づき、適切な情報セキュリティ対策を講じるとともに、監査や自己点検、社会情勢および技術動向の変化を踏まえ、対策の評価と見直しを行う。

附則

本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。